

曾於市立諏訪小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標	共に学び共に伸びる諏訪の子どもの育成。
校訓	かしこく やさしく たくましく 実行
キャッチフレーズ	笑顔・歌声・夢・花 いっぱい 笑顔の登校・満足の下校

いじめ防止等に関する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

*「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかや悪ふざけであっても調査を行い、いじめに該当するか判断する。
*被害を受けた児童本人が、心身の苦痛を感じるに至っていない場合でも加害行為を行った児童に対して適切な対応をとる。

【具体的ないじめの態様（例）】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。○ 仲間外しや、集団による無視をされる。
- ぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。○ 金品を隠されたり盗まれたり壊されたり捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。○ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(2) いじめの防止

学校は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、その他の関係機関と連携を図りつつ、児童及びその保護者、教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置を講ずる。

○ 全ての児童を対象にしたいじめ未然防止の観点

- ・学校の教育活動全体を通して「いじめは決して許されない」ことを徹底して理解させる。
- ・豊かな情操や道徳心、お互いの人格や人権を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- ・道徳科の授業や特別活動において、児童自らいじめについて考えるなど子どもの主体的活動を推進する。
- ・児童の「居場所づくり」を進めるとともに、自己肯定感や自尊感情を高められる教育環境をつくる。
- ・「つらいことをつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことを分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり、思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重にたった学校をつくる。
- ・いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、ストレス解消を図る適切な対処能力を培う。
- ・発達障害など学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【いじめの防止対策委員会】

- ・校内構成員…校長・教頭・生徒指導主任・支援学級教諭・養護教諭
- ・校外構成員…PTA会長・校区公民館長・諏訪幼児学園主任・学校評議員

(3) いじめの早期発見

教職員の取組として早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのために、これまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な教育相談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察（・出席するときの声、表情 ・健康観察、保健室等での様子）
- (2) 準備の時間や昼休みの様子、日記の点検
- (3) 教育相談の実施（毎週木曜日放課後等）
- (4) いじめアンケートや児童アンケート（月毎）の実施
- (5) 教職員相互の情報交換（職員朝会、職員会議生徒指導事例報告会）
- (6) 保護者・地域からの情報収集

(4) いじめに対する措置

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合には、曾於市教育委員会と連携を図り、曾於警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

- (1) いじめを発見した場合は、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- (2) 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応策を決定する。
- (3) 校長は、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。
- (4) 校長は、児童がいじめを行っている場合には教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。